第7号様式(第17条関係)

訴訟資金貸借契約書

いわき市を甲とし、 を乙として、訴訟資金の貸借について、次のとおり契 約を締結する。

(金銭の貸借)

第1条 甲は、訴訟資金として金 円を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける ものとする。

(使用目的)

第2条 乙は、貸付金を消費者訴訟に要する経費に充てるものとし、その目的以外に貸付金を利用してはならない。

(貸付けの時期)

第3条 甲は、貸付金をこの契約を締結した日の翌日から起算して14日以内に乙に貸し付けるものとする。

(貸付利息)

第4条 貸付金は、無利息とする。

(即時返済)

- **第5条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を直 ちに返済させるものとする。
 - (1) 貸付けに係る消費者訴訟を提起しないとき又は取り下げたとき。
 - (2) 貸付金をその目的以外に使用したとき又は理由なくその目的に使用しないとき。
 - (3) 連帯保証人2人を立てることができなくなつたとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正な手段を用いて貸付金を借り受けたとき。
 - (5) その他条例又は規則若しくはこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により貸付金を返済させるときは、貸付金を貸し付けた日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した利息を取ることができるものとする。
- 3 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする(以下同じ。)。

(返済)

第6条 乙は、消費者訴訟が終了したとき(追加貸付け分のうち、上訴又は控訴審にお

ける反訴に係るものについては、その上訴又は控訴審における反訴が終了したとき) は、終了の日の翌日から起算して6箇月以内に貸付金の全額を一括して甲に返済しな ければならない。

(延滞利息)

第7条 甲は、乙が返済期限内に貸付金を返済しないときは、やむを得ない理由があると認める場合を除き、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、 年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(返済期限の延長等)

- 第8条 甲は、第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、 貸付金を分割して返済させ、又は貸付金の全部若しくは一部の返済期限を延長し、一 括若しくは分割して返済させることができるものとし、その期限等は、訴訟資金 分割返済 返済期限延長
- 2 甲は、乙が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する訴訟資金の分割返済又は返済期限延長の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとし、その決定を決定前の返済期限の後に行つたときは、決定前の返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取るものとする。

(返済の免除)

- **第9条** 甲は、第6条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、 貸付金の全部又は一部の返済を免除することができるものとし、その免除額等は、訴 訟資金返済免除決定通知書によるものとする。
- 2 甲は、乙が虚偽の申請その他不正な手段を用いて前項に規定する貸付金の全部又は 一部の返済の免除の決定を受けたと認めるときは、その決定を取り消すものとし、そ の決定を決定前の返済期限の後に行つたときは、決定前の返済期限の日の翌日から起 算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を 取るものとする。

(届出事項)

- **第10条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。
 - (1) 消費者訴訟を提起したとき。
 - (2) 消費者訴訟を取り下げたとき。

- (3) 消費者訴訟が終了したとき。
- (4) 弁護士に変更があつたとき。
- (5) 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。
- (6) 乙、連帯保証人又は弁護士の氏名若しくは住所に変更があつたとき。
- (7) 連帯保証人の死亡その他の理由により連帯保証人を変更する必要があるとき。
- 2 乙が死亡したときは、乙の相続人(乙の相続人がいないときは、連帯保証人)は、 速やかにその旨を甲に書面で届け出なければならない。
- 3 訴訟の承継があつたときは、当該訴訟を承継した者は、速やかにその旨を甲に書面 で届け出なければならない。

(資料の提出等)

- 第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、貸付金に係る訴訟の進ちよく 状況、資金の使用状況その他必要な事項について、報告若しくは説明又は資料の提 出を求めることができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の規定による報告若しくは説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約締結費用)

第12条 この契約の締結に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(補則)

第13条 この契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、条例及び 規則によるものとし、条例及び規則に定めがないときは、甲及び乙が協議して定める ものとする。

この契約を証するため本書4通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

田 いわき士

年 月 日

中 いわさ市 いわき市長 氏	名回
乙 住 所 氏 名	
連帯保証人 住 所 氏 名	
連帯保証人 住 所 氏 名	

第8号様式(第23条関係)

(表 面)

訴訟資金分割返済申請書返済期限延長申請書

年 月 日

いわき市長 様

借受人住所	
氏名	

注意「申請の理由」欄のいずれかに該当することを証明できる書類を添付すること。

訴訟資金貸付決定書				\neg	į.	返	浮	Ť	計	画	
	第 年	月	号日			年	月	F	1		円
貸付金の総額			円			年	月	E	1		円
未返済額			円			年	月	E	3		円
貸付金に係る訴訟 年	J] [日終了			年	月	F	1		円
貸付金の返済期限 年	J] [3			年	月	F	1		円
申請の理由						年	月	F	1		円
□勝訴の判決を得]上訴又は控訴審で反訴したため。]勝訴の判決を得たが、相手方事業者 からの金銭の支払等が遅れているた							 F	1		円
						年	月	E	1		円
であるため。						年	月	F	1		円
が、分割又は返 れば返済が困難				ナ		年	月	F	1		円
希望する未返済金の		方法				年	月	F	1		円
□返済期限内分割□返済期限後一括□返済期限後分割			年	月	E	1		円			
□返済期限内と返 済	豆	台	<u>}</u>		計			円			
市長副	市長	部長	次長	課	長	課長補佐	岳係	長	係員	内容	確認者

(裏 面)

対策会議の意見(借受人は、記入しないこと。)

返済期限延長等の適否									
□分割返済させることが望ましい。 ■返済期限を延長させる									
分割返済 □申請どおりとすることが望ましい。 返済期限の延長は、□次欄のようにすることが望ましい。									
□次の理由により、分割返済させることは望ましくない。 返済期限を延長させる									
年 月 日決定 会	長								

返	済	期	限	返	済	額	返	済	期	限	返	済	額
	年	月	日			円		年	月	日			円
	年	月	日			円		年	月	日			円
	年	月	月			円		年	月	日			円
	年	月	日			円		年	月	日			円
	年	月	月			円		年	月	月			円
	年	月	月			円		年	月	日			円
							合			計			円

第9号様式 (第23条)

訴訟資金分割返済決 定通知書

第 号年 月 日

様

いわき市長回

١			
	✓	/	`
	\sim	17	7

□分割返済・返済期限延長を認めます。

□分割返済・返済期限延長を認めません。

対 年 月 日付け申請

返済期限 年	月	日	返済額 円	認めない(却下した)理由
年		日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
年	月	日	円	
合	計		円	

注意 返済期限までに返済しないときは、特別の事情がない限り、返済期限の日の翌日 から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取ることになりますので、御承知ください。 お問い合わせは、 (電話 内線) へどうぞ。

第10号様式(第24条関係)

(表 面) 訴訟資金返済免除申請書

年 月 日

いわき市長 様								
		借受人住所						
		氏名	<u> </u>					
注意 1 「申請の理由」欄のいずれかに該当することを証明できる書類を添付すると。 2 訴訟資金の使途を証明する書類を添付すること。								
返済免除の対象 □未返済金の全部 □未返済金の一部	貸付金の総額 円	未返済額 円	免除申請額 円					
訴訟資金貸付決定書		貸付金に係る訴訟	貸付金の返済期限					
年 月	日第 号	年 月 日終了	年月日					
□ 訴訟の結果、相め。	手方事業者から得る 解散、破産手続開始	等を得ることができる金銭等の額が貸付金の決定等の事情によなったため。	金の額を下回つたた					

□ 借受人が死亡し、かつ、訴訟を継承すべき者がいないため。

□ 上記の四つの理由には該当しないが、返済が困難な事情があるため。

市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	内容確認者

(裏 面)

対策会議の意見(借受人は、記入しないこと。)

返済免除の適否						
□返済を免除すること ■	が望ましい。					
	→返済免除は、				:が望ましい。 ジ望ましい。	
	免除額	返	済期限(-	一部免防	の場合に記	己入)
		円		年	月	目
□次の理由により、返済	済を免除するこ	ことは望	ましくない	, ` _o		
			年	月	日決定	会 長

第11号	样式	(第94	冬即	絃`
カロク	タスト	人 牙 4	: 木 渕	7不7

訴訟資金返済免除申請却下通知書

対

年

第 号年 月 日

日付け申請

様

□返済免除を認めます。 □返済免除を認めません。 いわき市長 回

月

貸付金の総額			Ħ	認めない(却下した)理由
未返済額(1)			円	
返済免除額(2)			円	
今後返済しなければな (1)-(2)=(3)	らない	返済金	円	
(3)の返済期限	年	月	日	

注意 返済期限までに返済しないときは、返済期限の日の翌日から起算して返済の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を取ることになり

第12号様式(第36条関係)

お問い合わせは、

聴聞開催通知書

年 月 日

様

いわき市長 回 いわき市消費生活対策会議会長

) へどうぞ。

いわき市民の消費生活を守る条例第48条第1項の規定に基づき、あなたに弁明の機会を与えますから、次のとおり出席してください。

やむを得ない理由がある場合は、書面で期日の変更を申し出ることができるほか、代 理人を出席させることができます。

代理人を出席させる場合は、事前にいわき市消費生活対策会議会長に委任状を提出してください。

なお、あなた若しくはあなたの代理人が弁明を拒否したとき又はあなた若しくはあなたの代理人が正当な理由がないのに出席しないときは、いわき市消費生活対策会議の意見を聴いて、あなたにも、告することがありますから、御承知ください。 あなたの氏名その他を公表

聴聞の期日					聴聞の場所
年	月	午前 日 午後	時	分	
聴聞の条件					
毎代1 ようしきて理由 内容符					
勧告しようとする理由、内容等 勧告に従わない事実、公表しようとする内容等					

(電話

内線